

告示

埼玉県告示第四百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本ファイルコン下藤沢ビル

埼玉県入間市大字下藤沢東台百八十八 一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）下藤沢ビル

（変更後）日本ファイルコン下藤沢ビル

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）日本ファイルコン株式会社 代表取締役社長 相澤毅

（変更後）日本ファイルコン株式会社 代表取締役 渡邊岳敏

ハ 変更年月日

平成二十四年二月二十四日

二 届出年月日

平成二十四年三月二十一日

二 縦覧期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月三十日から平成二十四年七月三十日まで

ロ 意見書提出先

